

弁護士による無料法律相談（事前予約制）

令和7年度 養育費等に関する専門相談のご案内

離婚の話し合いを行うときに、未成年の子どもがいる場合は、親権者、養育費、親子交流などについて取り決めておくことが大切です。

離婚前、離婚後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や親子交流等に関する法的なことについて、姫路市にお住まいの方を対象に、弁護士が無料で相談に応じます。秘密は厳守されます。

ご希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等についてご案内することもできます。

相談日時

毎月第3金曜日 ※8・3月のみ第4金曜日

午後1時30分～午後4時30分の間で **1回30分** です。（定員6組）

令和7年度 相談日程		
4月18日	5月16日	6月20日
7月18日	8月22日	9月19日
10月17日	11月21日	12月19日
1月16日	2月20日	3月27日
相談時間		
① 13:30～14:00	② 14:00～14:30	③ 14:30～15:00
④ 15:00～15:30	⑤ 15:30～16:00	⑥ 16:00～16:30

相談場所

市民相談センター（姫路市役所1階）

ご利用方法

- 電話又は来課による事前予約が必要です。 **予約受付は、毎月1日から相談日前日（土・日・祝日除く）までです。**
- 相談日当日は、相談内容や質問事項などをまとめたメモや関係書類を持参すると、相談時間を有効にお使いいただけます。
- 同一の案件について、**利用は1回限り**です



養育費・親子交流について



養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。未成年の子に対する扶養義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ生活を保障しなければならない強い義務であるとされています。

親子交流とは、離婚によって子どもと離れて暮らす父や母が子どもと定期的又は不定期に会って話をしたり、一緒に遊んだりなどして交流することです。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとって、父母はかけがえのない存在です。

父母がお互いに話し合って、養育費の金額や支払い方法、支払期間などを取り決め、きちんとした書面にしておくことが大切です。

困ったときは、専門家に相談しましょう。

予約・お問い合わせ先

姫路市 こども支援課(市役所2階) ☎079-221-2132

（4～6月）午前8時35分～午後5時20分（土日・祝日除く）

（7月以降）午前9時00分～午後5時00分（土日・祝日除く）